

住民税非課税世帯等に対する緊急支援給付金〔電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金〕のよくあるお問い合わせについて

問	種類	質問	回答
1	共通	姫路市で住民税非課税世帯等に対する緊急支援給付金の支給対象となる世帯はどのような世帯か。	以下の2種類の世帯です。 【1.住民税非課税世帯】 令和4年9月30日時点で姫路市に住民登録があり、世帯全員の令和4年度住民税（均等割）が非課税である世帯 【2.家計急変世帯】 申請日時時点で姫路市に住民登録があり、予期せず収入が減少し、世帯全員の令和4年1月以降の収入等が住民税非課税相当である場合 ※ただし、1、2のいずれも世帯全員が令和4年度住民税が課税されている者の扶養親族又は事業専従者等である世帯、租税条約の適用により住民税が免除されている人がいる世帯を除きます。
2	共通	給付金の支給時期はいつになるか。	ご提出いただいた書類に不備がなければ、以下のとおりです。 【要件確認書を提出した場合】 市が受理してから3～4週間後 【申請書を提出した場合】 市が受理してから1～2か月後
3	共通	代理で申請・受給をしたい。	世帯主との関係性により必要書類が異なりますので、姫路市緊急支援給付金コールセンター（079-221-1502）又は相談窓口（姫路市役所北別館1階）までお問い合わせください。
4	共通	提出した書類（要件確認書、申請書等）に不備があった場合、どのような手続きが必要か。	市からお電話もしくは郵送でお知らせさせていただきます。不備があった場合、給付金の支給時期に遅れが生じますのでご了承ください。
5	共通	申請期限はいつか。	住民税非課税世帯・家計急変世帯とも令和5年1月31日（当日消印有効）です。
6	共通	給付金が支給されたとき、通知は届くのか。	お振り込みが完了後、支給決定のお知らせ（ハガキ等）をお送りさせていただきます。
7	共通	配偶者やその他親族からの暴力等を理由に住民票を移さず姫路市に避難しているが、給付金の申請はできるか。	申請していただける場合がありますので、姫路市緊急支援給付金コールセンター（079-221-1502）又は相談窓口（姫路市役所北別館1階）までご相談ください。
8	住民税非課税世帯	要件確認書を紛失したので再発行してほしい。	姫路市緊急支援給付金コールセンター（079-221-1502）又は相談窓口（姫路市役所北別館1階）までご連絡をお願いします。混みあっている場合、再発行までに1～2週間かかる場合があります。
9	住民税非課税世帯	支給対象世帯に該当するのに要件確認書が届かない。	申請が必要な世帯である可能性がありますので、姫路市緊急支援給付金コールセンター（079-221-1502）又は相談窓口（姫路市役所北別館1階）までご相談ください。
10	住民税非課税世帯	要件確認書が届いたが、届いた世帯は全世帯受給できるのか。	要件確認書は、対象と思われる世帯に発送しています。なお、提出していただいても、世帯の中に令和4年度住民税が課税されている方や租税条約の適用により住民税が免除されている方がいる世帯、世帯の全員が令和4年度住民税が課税されている方の扶養親族又は事業専従者等である世帯など、支給要件を満たしていない場合は、受給できません。
新規	住民税非課税世帯	給付対象者であった世帯主が、令和4年9月30日以降に死亡した場合はどうなるのか。	【要件確認書の返送・申請を行う前に亡くなられた場合】 当該世帯主が、基準日（令和4年9月30日）以降に、要件確認書の返送・申請を行うことなく亡くなり、当該世帯主以外に世帯員がいる場合は、その世帯員のうちから新たに世帯主となった方が申請し、給付を受けることができます。手続きの詳細は、姫路市緊急支援給付金コールセンター（079-221-1502）又は相談窓口（姫路市役所北別館1階）までお問い合わせください。 当該世帯主が単身世帯の場合は、世帯自体がなくなってしまうため、給付されません。 【要件確認書の返送・申請を行った後に亡くなられた場合】 当該世帯主に給付が行われ、他の相続財産とともに、相続の対象となります。

住民税非課税世帯等に対する緊急支援給付金〔電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金〕のよくあるお問い合わせについて

問	種類	質問	回答
11	住民税非課税世帯	令和4年度から就職して一人暮らしをしているが、給付金を受給できるか。	<p>令和4年度住民税の情報において、住民税が課税されている親族（別居している親を含む）の扶養等を受けている場合は、支給対象とはなりません。令和4年度の住民税の情報は令和3年12月31日時点の情報になるため、就職前に親族の扶養等を受けていた可能性がありますので、ご確認ください。</p> <p>【市から要件確認書が届いた方】</p> <p>すでに要件確認書を提出していただいた後、住民税が課税されている親族の扶養等を受けていたことが分かった場合は、姫路市緊急支援給付金コールセンター（079-221-1502）又は相談窓口（姫路市役所北別館1階）までご連絡ください。</p> <p>まだ提出されていない場合は、連絡先電話番号の上部の余白に「住民税課税者の扶養であるため、支給対象外」と記載していただき、ご返送ください。</p> <p>要件確認書のご返送がない場合は、後日、勸奨ハガキ等が届く可能性がありますので、ご了承ください。</p>
12	家計急変世帯	住民税非課税相当についてどのように判定するか。	<p>世帯全員の令和4年1月から同年12月までの収入見込額等について、下記の(1)又は(2)のいずれかにより判定します。</p> <p>(1) 令和4年1月から同年12月までの任意の1か月の収入を12倍した1年間の収入見込額</p> <p>(2) (1)から事業収入等の経費を引いた1年間の所得見込額</p> <p>※住民税非課税相当の限度額については、扶養人数等により異なりますので、市のホームページをご確認いただくか、姫路市緊急支援給付金コールセンター（079-221-1502）又は相談窓口（姫路市役所北別館1階）までお問い合わせください。</p>
13	家計急変世帯	家計急変世帯の申請について、提出が必要な書類は何か。 (住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（家計急変世帯分）を令和4年1月以降の減収により姫路市に申請し、受給している世帯は問14もご確認ください。)	<p>(1) 『住民税非課税世帯等に対する緊急支援給付金（家計急変世帯分）申請書（請求書）』（様式第3号-1）</p> <p>(2) 『簡易な収入(所得)見込額の申立書』（別紙様式第3号-1関係）</p> <p>(3) 「任意の1か月の収入(令和4年1月から同年12月まで)」の状況を確認できる書類の写し</p> <p>● 申立てを行う収入に係る給与明細書、年金振込通知書等の収入額がわかる書類、事業収入、不動産収入に係る経費の金額のわかる書類（帳簿等）を添付してください。</p> <p>(4) 『申請・請求者の世帯の状況を確認できる住民票の写し（申請日時点の世帯構成員と同一のもの）』</p> <p>(5) 『申請・請求者の本人確認書類の写し』</p> <p>(6) 『振込口座を確認できる書類の写し』</p> <p>(7)(令和4年1月1日以降、複数回転居した方のみ) 『戸籍の附票の写し』</p> <p>※書類の詳細は、市のホームページをご確認いただくか、姫路市緊急支援給付金コールセンター（079-221-1502）又は相談窓口（姫路市役所北別館1階）までお問い合わせください。</p>

住民税非課税世帯等に対する緊急支援給付金〔電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金〕のよくあるお問い合わせについて

問	種類	質問	回答
14	家計急変世帯	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（家計急変世帯分）を姫路市に申請し受給しているが、再度申請が必要なのか。	<p>姫路市で住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（家計急変世帯分）を受給されている方も、緊急支援給付金を受給するには申請が必要です。ただし、臨時特別給付金（家計急変世帯分）について、</p> <p>①令和4年1月以降の減収により姫路市に申請し受給している</p> <p>②臨時特別給付金（家計急変世帯分）を申請した時点と現在で世帯構成に変更がない</p> <p>上記①、②の両方に該当している場合は、申請に必要な書類を一部省略することができます。（どちらか1つでも該当しない場合は、問13の書類すべてをご提出いただく必要があります）</p> <p>申請に必要な書類は、緊急支援給付金の振込みを希望する口座によって異なりますので、下記をご確認ください。</p> <p>【臨時特別給付金と同一の口座に振込みを希望する場合】</p> <p>(1) 『住民税非課税世帯等に対する緊急支援給付金（家計急変世帯分）申請書（請求書）』（様式第3号-1）</p> <p>【臨時特別給付金と異なる口座に振込みを希望する場合】</p> <p>(1) 『住民税非課税世帯等に対する緊急支援給付金（家計急変世帯分）申請書（請求書）』（様式第3号-1）</p> <p>(2) 『申請・請求者の本人確認書類の写し』</p> <p>(3) 『振込口座を確認できる書類の写し』</p>